川内村告示第２１号

令和８年８月２８日付けで受理した地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項の規定による福島県双葉郡川内村条例改正請求について、同条第３項の規定により令和８年第３回川内村議会定例会に付議した結果、同項及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第９８条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和８年９月１１日

川内村長　遠藤　雄幸

記

１　提出議案

議案第６９号　福島県双葉郡川内村条例改正請求について

２　議決年月日

令和８年９月１１日

３　審議の結果

否決